

諸外国における非専門的・非技術的分野の 外国人労働者受入れ制度について

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

〔調査対象国・地域〕

オーストラリア・韓国・台湾

人口：約2,575万人（2021年9月。出典：豪州統計局）

主要産業：第一次産業2.6%、第二次産業26.3%、第三次産業71.1%

農林水産業（2.6%）、鉱業（10.6%）、製造業（5.9%）、建設業（7.3%）、卸売・小売業（8.6%）、運輸・通信業（6.6%）、金融・保険業（9.3%）、専門職・科学・技術サービス（7.5%）など
（2020～21年度のGVA産業別シェア、出典：豪州統計局）

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

一時的就労（国際関係）（サブクラス403） 太平洋オーストラリア労働カモビリティストリーム（PALM）		一時的不足技能（サブクラス482） 短期ストリーム
受入分野	農業、園芸、宿泊、観光、接客業、食肉加工、漁業、介護	短期技能職業リストにある職業（215種）（2023年9月時点）
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 豪州政府と協定を結んだ国の国民であること（キリバス、ナウル、パプアニューギニア、サモア、東ティモール、トンガ、ツバル、バヌアツが対象） 雇用主がDFAT（豪州外務貿易省）の承認を受けていること DFATによってPALMスキームへの参加が承認された雇用主に雇用される予定であること 豪州で経済的に自立できること（保険加入など治療費を賄う能力含む） 人格に問題が無いこと（犯罪歴等から判断） 健康状態に問題が無いこと ・健康保険に加入していること ビザ申請時に21歳以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> 短期技能職業リストにある職業に就くために雇用主に推薦されること 雇用主に推薦された職業または関連分野で少なくとも2年の関連実務経験があること 健康保険に加入していること
語学・技能要件	—（※英語及び技能の要件については、現在政府内で調整中）	<ul style="list-style-type: none"> 職業に必要な場合は、関連技能評価を受けること 英語能力の最低基準を満たしていること
受入数上位の国	—（不明）	インド、英国、フィリピン、南アフリカ、アイルランド、中国
在留期間	最大9か月の季節的（短期）または1～4年間の長期雇用	最長2年または4年（国際貿易協定に基づく特別枠） 香港パスポート所有者の場合、最長5年
転職の制限	外務貿易省の決定に基づき承認された場合を除き、雇用主を変更することは不可。	免除されない限り、推薦した雇用主または関連企業でのみ就労可。 雇用主を変更したい場合は、新しい雇用主からの推薦が承認される必要あり。
家族の帯同	2023年以降は、長期雇用のPALM労働者について帯同可能（帯同家族は就労・就学可）とすることを検討中。	配偶者又は事実上のパートナー及び扶養家族の帯同は可能。 帯同可能な扶養家族については条件あり。
需給調整等	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場テストあり 上限あり（2023年6月までに3万5,000人に増加予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場テストあり 技能職業リストはオーストラリアの労働市場のスキルニーズを反映したものであり、定期的な見直しが行われている。
専門的・技術的分野への接続	—（不明）	可能
職業斡旋	雇用主のニーズに基づき、送出国の送出国機関が現地の労働者の斡旋を行う。	被用者自身が被推薦希望の雇用主に直接申請をする。
失踪者	失踪問題に関する報道あり（2020年に少なくとも1,000人の外国人季節労働者が逃亡した由）	—（不明）

諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度 韓国①

人口：約5,163万人（出典：2022年、韓国統計庁）
 主要産業：電気・電子機器、自動車、鉄鋼、石油化学、造船

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

	雇用許可制		外国人季節労働者制度
	一般雇用許可制（E-9ビザ）	特例雇用許可制（H-2ビザ）	
受入分野	製造業、建設業、サービス業、農畜産業、漁業	左記に加え、サービス業でより広範な職種（飲食、宿泊、介護等）を含む	2015年：季節労働者制度の試験実施（農繁期に最大90日間の短期滞在（C-4）ビザ） 2017年：季節労働者制度の正式導入（季節労働者制度の全国実施） 2019年12月：同制度改定（季節労働長期滞在（E-8）ビザ新設。滞在期間を最大5か月まで延長可能） 播種期・収穫期など季節性があり、短期間・集中的に人手が必要な農・漁業分野
対象者	覚書を締結した16か国の国籍を有する18～39歳の者（韓国語能力及び技能水準に係る試験あり）	中国及び旧ソ連（ウズベキスタン、カザフスタン、ウクライナ、キルギス、タジキスタン）地域に居住する満25歳以上の韓国系外国人（在外同胞）	①韓国自治体と覚書を締結した外国自治体の住民 ②各自自治体に居住する結婚移民者の本国の家族及びいとこ以内の親戚（その配偶者を含む） ③季節労働参加要件を備えた国内滞在外国人（文化芸術(D-1)、留学(D-2)、語学研修(D-4)、求職(D-10)、訪問(F-1)、同居(F-3)の在留資格保持者等）
技能要件	「外国人労働者の雇用等に関する法律」に基づき大統領令に定める体力評価、面接評価及び基礎機能評価	なし	－（不明）
語学要件	韓国語能力試験で200点満点基準で80点以上取得	なし	－（不明）
在留者数	30万2,102人（2023年8月末）	10万4,068人（2023年8月末）	2万3,896人（C-4及びE-8ビザの在留者の合計）（2023年8月末）
受入数上位の国	ネパール（15.6%）、カンボジア（14.1%）、ベトナム（11.9%）、インドネシア（11.3%）、ミャンマー（8.9%）、タイ（8.4%）、フィリピン（8.2%）（2023年8月末）	中国（84.4%）、ウズベキスタン（9.1%）（2023年8月末）	ベトナム（47.3%）、フィリピン（23.2%）、カンボジア（6.9%）、ラオス（6.3%）（C-4及びE-8ビザの在留者の合計）（2023年8月末）
各年代の割合	15～29歳：47.5%、30～39歳：45.2%、40～49歳：7.3%（2020年5月）	15～29歳：5.2%、30～39歳：16.8%、40～49歳：28.0%、50～59歳：44.4%、60歳以上：5.6%（2020年5月）	－（不明）
性別割合	男性：91.2%、女性：8.8%（2021年）	男性：59.0%、女性：41.0%（2021年）	－（不明）
在留期間	3年（1年10か月の延長可、1か月以上の一時帰国を経た再入国を含めれば最大9年8か月在留可）		90日又は5か月（帰国後、再入国・再就労可）
転職の制限	原則禁止だが、一定の条件（※）の下、最初の就業活動期間（3年間）中は3回まで、再雇用の就業活動期間（1年10か月間）は2回まで、勤務先を変更できるが、②の場合は回数に含まれない。 ※①使用者が正当な理由により雇用契約期間中に契約を解除したり、雇用契約満了後に更新を拒絶する場合 ②使用者が休業、廃業したり、暴行などの人権侵害、賃金未払、労働条件の低下などで、外国人雇用許可の取消しまたは雇用制限措置が行われ、当該事業所での就労を継続できなくなった場合 ③負傷等により、当該事業所で引き続き就労することは適当でないが、他の事業所での就労は可能な場合	制限なし。申告のみ必要。	－（不明）

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

	雇用許可制		外国人季節労働者制度
	一般雇用許可制 (E-9ビザ)	特例雇用許可制 (H-2ビザ)	
家族の帯同	不可	不可	2015年：季節労働者制度の試験実施（農繁期に最大90日間の短期滞在ビザ（C-4））。 2017年：季節労働者制度の正式導入（季節労働者制度の全国実施）。 2019年12月：同制度改定（季節労働長期滞在ビザ（E-8）新設。滞在期間を最大5か月まで延長可能）。
需給調整等	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場テストを義務付け 受入人数の総量規制（クォータ制）及び業種や事業所規模別の雇用許可人数を定めている（2021年合計：5万2千人） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場テストを義務付け 訪問就業（H-2）査証の総量規制あり（国内に在留するH-2査証の在留資格保持者の規模を30万3千人に制限） 	<ul style="list-style-type: none"> 耕作面積など基準に応じて雇用主当たり9人まで雇用許可 ※自治体で定めたインセンティブ基準に応じて最大3人追加許可（最大12人） 基礎自治体は、外国人季節労働者の割当意向書を法務部に提出し、政府関係機関の検討を経て最終的に割当数を決定する
専門的・技術的分野への接続	あり（→E-7-4ビザへ）。E-9、H-2等の在留資格で最近10年以内に5年以上韓国で誠実に就業した外国人労働者が、熟練度などの資格要件を満たす場合、長期滞在が可能となる熟練技能人材（E-7-4）へ変更申請することができる、熟練技能人材ポイント制を2018年から導入（上限：2,000人/年）	あり（→F-5ビザへ）。2009年、韓国政府はH-2の在留資格を有する韓国系外国人が次の①～③のすべての要件を満たす場合、永住（F-5）の在留資格の取得を可能とする制度改正を行った。 ①製造業、農畜産業、漁業、介護ヘルパー、家事手伝いとして就労している者が勤務先を変更することなく、同一事業所に4年以上継続勤務 ②本人と国内で生計を共にする家族が3,000ウォン以上の資産を保有する等、生計維持能力がある ③在外韓国系外国人としての国籍取得要件を備えている	—（不明）
職業斡旋	送出国政府が作成した求職者名簿に基づき、韓国政府（雇用支援センター）が使用者に対し、求職者名簿の中から求人要件に適った人材（求人3倍）を推薦する。	求職者が入国し就業前教育を受けた後、求職の申込みを行い、これに基づき韓国政府（雇用支援センター）が使用者に対し、求職者リストの中から求人要件に適合する求職者（求人3倍）を推薦する。 他方で、一般雇用許可制と異なり、事業所を自ら探すことも認められている。	—（不明）
失踪者	5万3,936人（2018～2021年、不法残留者）		—（不明）

(出典) ・日本外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html#section1>)
 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における外国人労働者受入れ制度に関する調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、オーストラリア、韓国、EU—』(2022年3月)
 ・韓国法務部ウェブサイト (<https://www.moj.go.kr/moj/194/subview.do>、https://viewer.moj.go.kr/skin/doc.html?rs=result/bbs/182&fn=temp_1649030573655100)
 ・韓国法務部・出入国在留管理統計(2021年報、2023年8月月報)・高安雄一「韓国における在留資格別の外国人の雇用状況：コロナ禍による景気後退前後を中心に」『韓国経済研究』第19巻(2022年)
 ・佐野孝治『韓国の「雇用許可制」にみる日本へのインプリケーション』(2017年)・高安雄一「韓国の農業における外国人労働者の雇用に関する考察」『韓国経済研究』第17巻(2020年)
 ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング 厚生労働省委託事業『外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書』(平成31年3月)
 ・タイ雇用許可センターホームページ (https://hrdkoreathailand.com/ko/select_exam)
 ・韓国産業人材公団ホームページ (<https://eps.hrdkorea.or.kr/h2/brd/noticeDetail.do?pageNo=2&brdSeq=238&pageUnit=50>)

人口：約2,340万人（2021年12月）
主要産業：電子製品、化学品、鉄鋼金属、機械

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

客工（Guest Workers）制度

受入分野	家庭介護者、家庭サービス労働者、施設介護者、製造業務、建設業務、海洋漁業務、畜産業務
対象者	覚書を締結した6か国（インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア及びモンゴル）の国籍を有する16歳以上（家庭介護者及び家庭サービス労働者は20歳以上）の外国人
技能要件	なし（ただし、外国人が介護労働者として雇用されるには、事前に①身体検査への合格、②100時間の規定訓練（生活ケアの仕方など一般的な介護者としての訓練）の修了が求められており、その2点がクリアできて台湾への入国が労工委員会に認められる。）
語学要件	なし
在留者数	74万5,696人（2023年8月末）
受入数上位の国	インドネシア（35.5%）、ベトナム（35.0%）、フィリピン（20.4%）、タイ（9.2%）（2023年8月末）
各年代の割合	—（不明）
性別割合	男性：50.7%、女性：49.3%（2023年8月末）
在留期間	最大12年間の期間を超えない範囲で雇用が許可される。 家事サービス業及び介護業においては14年まで延長可。
転職の制限	2008年から元の雇用主、外国人非熟練労働者及び新雇用主の3者が合意すれば、雇用主を転換できるようになった。
家族の帯同	不可
需給調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・労働市場テストを義務付け ・「外国人の就業サービス法」において外国人非熟練労働者の受入人数に関する規則が定められている ・業種や企業規模により外国人雇用上限率が定められており、各企業は非熟練労働者を自由に雇用することはできない
専門的・技術的分野への接続	経験年数（6年以上）等の条件を満たした場合に「中級熟練人材」への移行が可能
職業斡旋	台湾労働部の許可を得た民間の仲介事業者が現地の送出機関と連携し、現地労働者を確保。政府は、仲介事業者が外国人労働者から徴収する仲介費について公定価格を設定し、仲介事業者のランク付けを行う等して仲介事業者を管理。
失踪者	8万4,339人（2023年8月末）

（出典）・日本外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html#section1>）

・独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国、台湾、シンガポール』（2018年9月）

・城本ら『台湾における外国人介護労働者の雇用』（2010年）・台湾行政院主計総処「人力資源調査統計年報」（<https://statdb.mol.gov.tw/html/mon/212010.htm>, <https://statdb.mol.gov.tw/html/mon/212040.htm>, <https://statdb.mol.gov.tw/html/mon/212070.htm>）

・台湾行政院ウェブサイト（<https://english.ey.gov.tw/News3/9E5540D592A5FCD/144d9ad7-4a42-4732-9ddd-1e8f8f6d501a>）

・三菱UFJリサーチ&コンサルティング「厚生労働省委託事業『外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書』（平成31年3月）

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査等を元にして作成したものである。

	オーストラリア	韓国	台湾	日本
	<p>特段の技術等を必要としない労働者等</p> <p>一時的就労（国際関係）（サブクラス403）のうち、「太平洋オーストラリア労働力モビリティストリーム」</p> <p>中間的スキルレベルの労働者等</p> <p>一時的不足技能（サブクラス482）等</p>	<p>一般雇用許可制（E-9ビザ）</p>	<p>第二類外国人-移工（外籍勞工、客工）</p>	<p>技能実習</p>
最低賃金	<p>全国基準 時給 23.23豪ドル（約2,200円） （2023年7月1日改定）</p> <p>・同一労働をしている豪州労働者の賃金（annual market salary rate (AMSR)）を下回らないこと。 ・AMSRが「一時的技能移民の賃金基準」（年俸7万豪ドル）を下回らないこと。</p>	<p>全国基準 時給 9,620ウォン（約1,070円） （2023年1月1日改定）</p>	<p>■全国基準 月額 26,400台湾ドル（約12万1,400円） 時給 176台湾ドル（約810円） （2023年1月1日改定）</p> <p>■家庭サービス労働・家庭介護（全国基準とは別基準が適用） 月額 20,000台湾ドル（約9万2,000円） （2022年8月10日以降）</p>	<p>時給 1,004円 （全国加重平均額） （2023年10月以降）</p>
平均賃金	<p>■1年以上オーストラリアに居住する（見込み含む）一時滞在ビザ保有者の週所得（2021年調査）</p> <p>ビザ類型別の中央値（週所得） その他一時的ビザ（一時的就労（国際関係）等を含む）：807豪ドル（約7万6,700円） 一時的技能ビザ（一時的不足技能ビザ等を含む）：1,416豪ドル（約13万4,500円）</p> <p>（出典）Australian Bureau of Statistics. <i>Temporary visa holders in Australia - characteristics of selected types of temporary visa holders who were present in Australia on Census Night, 10 August 2021.</i> から作成 （https://www.abs.gov.au/statistics/people/people-and-communities/temporary-visa-holders-australia/2021）</p>	<p>■平均月額所得（2019年10月～12月の平均） 208万3,000ウォン（約23万1,200円）</p> <p>（出典）Kim, Ki-tae (2020). <i>A Study of the Development of a New Welfare State for Coping with Social Exclusion - On Immigrant Workers.</i> 韓国保健社会研究院</p> <p>■平均月額賃金の分布（2022年5月）</p> <p>（出典）韓国統計庁「2022年 移民者在留実態及び雇用調査」から作成</p>	<p>■平均月額賃金（2022年6月）</p> <p>製造業：32,325台湾ドル（約14万8,700円） 建設業：31,282台湾ドル（約14万3,900円） 家庭介護：20,533台湾ドル（約9万4,500円）</p> <p>（出典）労働部「111年移住労働者管理・活用実態調査結果」 （https://www.mol.gov.tw/1607/1632/1633/57316/post）</p>	<p>■平均月額賃金</p> <p>技能実習（全産業）（2021年度） 1号：17万5,421円 2号：19万2,976円 3号：21万3,986円</p>

諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者の受入れ制度（社会保障制度等）

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査等を元にして作成したものである。

		オーストラリア	韓国	台湾	日本																
		<ul style="list-style-type: none"> 太平洋オーストラリア労働力モビリティストリーム 一時的不足技能（サブクラス482）短期ストリーム 	一般雇用許可制（E-9ビザ）	第二類外国人-移工	技能実習																
社会的保障	公的医療保険	<p>公的医療保険（Medicare）適用なし 別途、相互協定を結んでいる国の国籍者を除く。滞在期間中には適切な民間医療保険への加入が義務付けられている。</p>	<p>加入義務あり 保険料率：7.09% 被用者負担率：50%</p>	<p>加入義務あり 「全民健康保険」の場合 保険料率：5.17% 被用者負担率：30% （医療費保障をカバーする制度が複数ある）</p>	<p>加入義務あり 「協会けんぽ」の場合 平均保険料率：10% （都道府県によって異なる） 被用者負担率：50%</p>																
	年金	<p>確定拠出型の年金制度の適用あり 条件 18歳以上 70歳未満 月収450豪ドル（約42,000円） 労働時間が週 30時間以上の被用者</p> <p>雇用主に賃金の10%の拠出が義務付けられている。 滞在中を終え、国外転出する際には、手続を行うことにより還付を受けることが可能。</p>	<p>加入義務あり 保険料率：9% 被用者負担率：50%</p> <p>ただし、外国人の本国法が大韓民国国民に対して国民年金に相応する年金を適用しない場合、当然適用加入対象から除外される（適用除外国：ベトナム、カンボジア等）。</p>	<p>加入義務あり （家庭介護職の労働者は任意加入） 保険料率：11% 被用者負担率：20%</p>	<p>加入義務あり 厚生年金の場合 保険料率：18.3% 被用者負担率：50%</p> <p>滞在中を終え、国外転出する際には手続を行うことにより脱退一時金を請求することが可能。</p>																
税制上の優遇措置		<p>特になし</p> <p>在留期限が定められている外国人労働者であれば、税務上、「一時滞在者」カテゴリとなり、以下の税率（一部抜粋）が適用される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得（豪ドル）</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～18,200</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>18,200超～45,000</td> <td>18,200豪ドルを超える範囲につき、1豪ドル当たり19豪セント（19%）</td> </tr> <tr> <td>45,000超～120,000</td> <td>5,092豪ドル+45,000豪ドルを超える範囲につき、1豪ドル当たり32.5豪セント（32.5%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考） 二国間租税条約で、留学生・研修生が本国から受け取る生活費や、教育・研修に関連して受け取る助成金、奨学金等の報酬について課税減免・免除としている場合がある（例：オーストラリア・中国租税条約）。</p>	課税所得（豪ドル）	税率	0～18,200	0%	18,200超～45,000	18,200豪ドルを超える範囲につき、1豪ドル当たり19豪セント（19%）	45,000超～120,000	5,092豪ドル+45,000豪ドルを超える範囲につき、1豪ドル当たり32.5豪セント（32.5%）	<p>特になし</p> <p>外国人労働者については、所得税法に定める以下の税率（一部抜粋）に基づく金額を納付するか、外国人労働者に対する特例として、勤労所得に100分の19を乗じた金額を納付する方法を選択することが可能（租税特例制限法第18条の2）。高額所得者であれば特例（税率19%）を選択したほうが税額が少なくなる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得（ウォン）</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～1,400万</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>1,400万超～5,000万</td> <td>72万ウォン+1,200万ウォン超過額の15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万超～8,800万</td> <td>582万ウォン+4,600万ウォン超過額の24%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考） 二国間租税条約で、留学生・修習生が本国から受け取る生活費等について課税免除としている場合がある（例：韓国・ベトナム租税条約）。</p>	課税所得（ウォン）	税率	0～1,400万	6%	1,400万超～5,000万	72万ウォン+1,200万ウォン超過額の15%	5,000万超～8,800万	582万ウォン+4,600万ウォン超過額の24%	<p>特になし</p> <p>（参考） 二国間租税条約で、留学生・修習生が本国から受け取る生活費等について課税免除としている場合がある（例：台湾・ベトナム租税条約）。</p>	<p>特になし</p> <p>（参考） 二国間租税条約で、留学生・修習生が本国から受け取る生活費等について課税免除としている場合がある（例：日本・ベトナム租税条約）。</p>
	課税所得（豪ドル）	税率																			
0～18,200	0%																				
18,200超～45,000	18,200豪ドルを超える範囲につき、1豪ドル当たり19豪セント（19%）																				
45,000超～120,000	5,092豪ドル+45,000豪ドルを超える範囲につき、1豪ドル当たり32.5豪セント（32.5%）																				
課税所得（ウォン）	税率																				
0～1,400万	6%																				
1,400万超～5,000万	72万ウォン+1,200万ウォン超過額の15%																				
5,000万超～8,800万	582万ウォン+4,600万ウォン超過額の24%																				

